

様式第7号（第8条第2項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（表）

若年がん患者妊孕性温存治療費等助成金交付申請書兼請求書
（温存後生殖補助医療分）

年 月 日

伊豆の国市長 宛

（申請・請求者）住所 〒
氏 名 印
生年月日 年 月 日
電 話
代理人の場合は本人との関係（ ）

妊孕性温存治療費助成金を交付されるよう、関係書類を添えて次のとおり申請し、及び請求します。

妊孕性温存治療を受けた者	☐ 申請・請求者と同じ				
	ふりがな		性 別		
	氏 名		男 ・ 女		
	生年月日	年 月 日生	電話番号		
	住 所	〒			
	患者アプリ番号（12桁）				
	患者アプリを登録できない場合はその理由				
夫 （申請・請求者と同じであれば記入不要）	ふりがな			生 年 月 日	
	氏 名			年 月 日生	
妻 （申請・請求者と同じであれば記入不要）	ふりがな			生 年 月 日	
	氏 名			年 月 日生	
過去に妊孕性温存療法研究促進事業（温存後生殖補助医療分）の助成を受けたことがありますか ない ・ ある → 自身が過去（ ）回受けた → 配偶者（事実婚を含む）が過去（ ）回受けた 助成を受けた都道府県名（ ）					
申請内容について相違ありません。また、以下の事項について同意します。 ・ 妊孕性温存治療の助成状況について担当部署（他の都道府県を含む。）へ情報の照会及び提供を行うこと。 ・ 温存後生殖補助医療を受けた医療機関に内容を照会すること。 ・ 職員が住民基本台帳を閲覧すること。 年 月 日 申請・請求者氏名 （署名又は記名押印） 申請・請求額 円					
振込先（申請者の名義）	フリガナ		金融機関名		
	口座名義		支店名		
	口座種別	普通 ・ 当座	口座番号		
			助成決定金額 （※市使用欄）	円	

(裏)

(添付書類 (添付したものに^レ))

- ☐ (事実婚の場合のみ) 両人の住民票
- ☐ (事実婚の場合のみ) 事実婚関係に関する申立書 (温存後生殖補助医療分) (様式第 2 号)
- ☐ 若年がん患者妊孕性温存治療費等助成金交付申請に関する証明書 (原疾患治療実施医療機関) (様式第 5 号) 及び化学療法および放射線治療による性腺毒性のリスク分類表 (様式第 5 号の 2)
- ☐ 両人の戸籍謄本
- ☐ 申請日において、伊豆の国市に居住していたことを証明する書類 (住民票の写し等 (対象者が未成年である場合は、対象者の者に加え、申請者本人のもので申請者が法定代理人であること (続柄) が分かるもの。))
- ☐ 若年がん患者妊孕性温存治療費等助成金交付申請に関する証明書 (温存後生殖補助医療実施医療機関) (様式第 8 号)
- ☐ 若年がん患者妊孕性温存治療費等助成に係る領収金額内訳証明書 (温存後生殖補助医療実施医療機関の連携機関) (様式第 9 号)
- ☐ 申請者の振込先指定口座の通帳の写し (名義人、口座番号、金融機関名、支店名が確認できるもの)

◎注意事項

※助成金交付の可否は、文書で通知します。

※書類に不備がある場合、助成金を交付できないことがありますのでご注意ください。

※助成の対象は、温存後生殖補助医療に要した医療保険適用外費用です。ただし、入院室料 (差額ベット代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外です。

※本助成の対象となる費用について、他の制度に基づく助成を受けている場合は、本助成を受けることができません。また、自身とパートナー両方が助成対象者の条件を満たす場合でも、同じ費用についてそれぞれが別に助成を受けることは認められません。

※助成対象の治療の一部を指定医療機関とは別の機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合で、当該費用も含めて助成を求める場合は、治療と費用の内容が分かる領収書及び治療明細を提出してください。詳細の記載がない場合は、当該医療機関に様式第 9 号の発行を依頼してください。

※医療機関によっては、様式第 8 号及び様式第 9 号の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。

※本助成は、温存後生殖補助医療に要する費用を申請に基づき伊豆の国市が助成するものであり、がん治療及び妊孕性温存治療、妊孕性温存治療後の妊娠等、その医療内容について伊豆の国市が保証し、又は責任を負うものではありません。

※妊孕性温存治療を受けた者が未成年の場合は、申請・請求者は親権者又は未成年後見人 (以下「代理人」) になります。代理人の身分証明書の提示が必要となります。

◎個人情報の取り扱いについて

得られた個人情報は、助成金の交付事務以外には使用しません。また、厳重に管理し、漏えい、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を行います。

なお、個人情報を加工した匿名加工情報として、県や市のがん対策の推進に必要な用途 (施策の立案や調査及び分析等) に活用することがあります。